

川崎市上下水道局 長沢浄水場  
排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに  
処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業

第1回質問に関する回答

令和5年8月

川崎市上下水道局

本質問回答書は、令和5年7月19日（水）午前9時から7月24日（月）午後5時までに受け付けた、川崎市上下水道局 長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業の実施方針（案）に関する質問への回答を記載したものです。

本回答書は、現時点での考え方を示したものであり、今後の検討により変更となる可能性があります。詳細につきましては、入札説明書等で示します。

なお、質問受付数は、以下のとおりです。意見につきましては、回答等いたしませんので、ご了承ください。

#### 質問

第 1 本事業の概要		
	1 事業の目的	
	2 事業内容に関する事項	15件
	3 対象施設	12件
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項		
	1 事業者の募集及び選定方法	2件
	2 事業者の募集及び選定の手順	
第 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件		
	1 応募グループの構成等	
	2 共通の参加資格要件	
	3 各業務における参加資格要件	18件
第 4 審査及び選定に関する事項		
	1 総合評価審査委員会	1件
	2 入札参加者の評価方法	
	3 落札者の決定	1件
	4 落札者の制限	
	5 評価結果等の公表	
第 5 落札後の手続		
	1 建設JVの結成	
	2 運転維持管理JVの結成	
第 6 提出書類の取扱い		
	1 技術提案の使用及び保護	1件
	2 特許権等	
第 7 民間事業者の責任明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項		
	1 基本的な考え方	
	2 要求水準	
	3 予想されるリスクと責任分担	4件
	4 事業の実施状況のモニタリング	1件
第 8 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項		
第 9 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項		
	1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	
	2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	
	3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合	
第 10 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項		
	1 法制上及び税制上の措置に関する事項	
	2 財政上及び金融上の支援に関する事項	
第 11 対価の支払に関する事項		
	1 設計及び工事業務に係る対価	
	2 運転維持管理業務に係る対価	
第 12 その他		
	1 予定価格	1件
	2 入札及び契約手続等	1件
	3 入札に伴う費用負担	
	4 情報公開及び情報提供	
	5 本事業の実施方針に関する問い合わせ先	
	6 その他	

別紙		
別紙1	長沢浄水場全体平面図・敷地内建築物一覧	1件
別紙2	事業対象範囲（主な整備内容）	1件
別紙3	事業対象範囲（運転維持管理）	
別紙4	長沢浄水場周辺用途地域	
別紙5	機械フローシート	
別紙6	単線結線図	
別紙7	システム構成図	
別紙8	計装フローシート	
別紙9	リスク分担表	9件
合計		68件

実施方針（案）等に関する質問・回答

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						内容	回答
			第1	2	(4)	イ	(ウ)	d		
1	対象業務範囲について	4	第1	2	(4)	イ	(ウ)	d	メンテナンス業務（計画）とありますが、e項との違いをご教示願います。	メンテナンス業務（計画）は計画修繕業務に呼称を修正し、e項の修繕業務（計画外）は計画外修繕に修正します。 なお、詳細は要求水準書（案）で示しますが、違いとしては計画的に実施する修繕とそれ以外の突発的な修繕を区分しています。 修正した実施方針は、入札公告時に公表します。
2	対象業務範囲について	4	第1	2	(4)	イ	(ウ)	e	修繕業務（計画外）とありますが、d項との違いをご教示願います。	No.1の回答を参照ください。
3	対象業務範囲について	4	第1	2	(4)	イ			運転維持管理に市のモニタリングがありますが、設計建設業務のセルフモニタリング業務について記載がありません。よって、事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	公表予定の要求水準書（案）及びモニタリング基本計画（案）で示します。
4	脱水土の排出事業者について	5	第1	2	(4)	イ	(ウ)	f	対象業務範囲に汚泥（脱水土）運搬と処分業務の記載がありますが、廃棄物処理法上の排出事業者は貴市であるとの理解でよろしいでしょうか。 また、産業廃棄物処理施設技術管理者は貴市にて配置されるとの認識でよろしいでしょうか。	発生土の排出事業者は事業者となります。廃棄物処理施設技術管理者及び産業廃棄物処理責任者は事業者で配置ください。ただし、技術管理者及び処理責任者の設置に係る市環境局等への報告・届出は施設の設置者である本市が行います。
5	事業者選定方式について	5	第1	2	(4)	ウ			事業者選定方式は総合評価落札方式となっておりますが、川崎市上下水道局総合評価落札方式のガイドラインが適用されると考えてよろしいでしょうか。 また、その場合に入札価格が低入札価格調査基準価格未満となった時には、総合評価点=技術点/低入札価格調査基準価格（税抜）×100,000,000が採用されると考えてよろしいでしょうか。	後日公表する入札説明書及び落札者決定基準にて示します。
6	本事業のスケジュールについて	5	第1	2	(4)	エ			更新工事期間短縮の提案の場合でも、運転維持管理期間は変更しないとありますが、その場合の運転管理期間は、既設が短縮となり新設が延長となるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
7	本事業のスケジュール（予定）	5	第1	2	(4)	エ			二次濃縮設備（電気設備）移設範囲は要求水準書にて提示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

8	本事業のスケジュール (予定)	5	第1	2	(4)	エ			二次濃縮設備（電気設備）移設後の全体的な機能確認は事業者側で行う必要があるという理解でよろしいでしょうか。	機能確認は別途発注の工事事業者が主体で行いますが、本事業者もスケジュール調整や運転維持管理上、必要な確認は連携して実施ください。
9	本事業のスケジュール (予定)	5	第1	2	(4)	エ			「※既設排水処理棟の撤去時期は、本市が実施する二次濃縮設備電気設備の移設工事の時期と調整を図ること。」とありますが、既設の二次濃縮設備の運用に影響を与えない切り替え方法を含めた移設方法や工程は今回の提案範囲とするが、移設に関する費用は本事業の提案範囲外であるという理解でよろしいでしょうか。	二次濃縮設備電気設備の移設工事に関しては、要求水準書（案）で示しますが、本市で設計を行います。ただし、移設工事に関する提案を妨げるものではなく、本市での設計にあたって提案内容について協議とします。なお、移設に要する費用は御理解のとおりです。
10	本事業のスケジュール (予定)	5	第1	2	(4)	エ			要求水準書では既設の排水処理施設の運用に支障がなく、二次濃縮設備（電気設備）の移設を考慮した切替方案等の提案を求めるための条件が具体的に示されるという理解でよろしいでしょうか。	検討に必要な事項は、要求水準書（案）で示します。
11	本事業のスケジュール (予定)	5	第1	2	(4)	エ			既設運用に影響を与えない切替法案や工程を本事業の提案範囲とする場合、別途発注される移設工事を行う企業の履行責任と本事業の提案に対する責任区分が曖昧になることが想定されます。移設を行う企業との責任分担等も要求水準書で明示いただけないという理解でよろしいでしょうか。	移設に関する設計業務は本市で実施とする予定です。そのため、設計・施工に関する責任は本市及び別途工事の事業者となりますが、本事業者もスケジュール調整や運転維持管理上、必要な確認は連携して実施ください。
12	本事業のスケジュール (予定)	5	第1	2	(4)	エ			貴市が別途発注する移設工事の遅れや施工不良などによって、事業者が提案した工期に変更や延長などが生じ事業者側へ損害を与えた場合、工事費の増大などの負担は貴市との理解でよろしいでしょうか。	本事業者の帰責事由によるもの（事業者の責により本市工事が遅延した場合等）は本事業者の負担、本市の帰責事由によるものは本市の負担となります。
13	本事業に関する主な法令等について	6	第1	2	(5)				排水処理棟について「水道施設耐震工法指針・解説」への準拠は必要でしょうか。必要な場合、下記をご教授ください。 1) 準拠する指針の年度 2) 一般建築構造物、水道施設どちらに該当か 3) 水道施設の場合は重要度の区分 4) 要求される解析手法（動的・静的）	要求水準書（案）で示します。
14	本事業に関する主な法令等について	6	第1	2	(5)				本事業において、法令、条例の扱いが諸官庁によって見解が異なることがあります。事業リスクを低減するため、各々協議をすることは可能でしょうか。また、不可の場合は想定されないリスクは市の負担と考えて宜しいでしょうか。	諸官庁への一般的な法令等の考え方に関する確認は問題ありませんが、具体的な提案内容についての協議は差し控えていただき、要求水準書（案）別紙にて示す各種申請・手続き業務の一覧表（想定）を御参照ください。また、御懸念の事象が生じた場合、かつ、リスク分担の判断が難しい内容については双方協議の上、対応を検討するものと考えます。

15	本事業に関する主な法令等について	6	第1	2	(5)				本事業において、都市計画法政令第21条第15号に該当し、開発許可（法第34条の2に基づく協議）は不要という理解で宜しいでしょうか。 また、同様に宅地造成等規制法の許可も不要という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
16	浄水処理方式について	7	第1	3	(1)	ア			表1-1の基本諸元について、浄水処理方式の項目がありますが、令和30年度まで変更がない前提で検討するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
17	全体フローについて	8	第1	3	(1)	イ			長沢浄水場（上水及び工水）及び他事業体（上水）から排出される排水、汚泥、雨水等に対応可能なものとする記載がありますが、別紙5機械フローシートでは一次濃縮槽で排泥池からの汚泥を受け入れるフローしか確認できません。上記の排水、汚泥、雨水等がどの様に今回の対象施設に流入してくるのか、全体のフローをご提示いただけないでしょうか。	要求水準書（案）で示します。
18	全体水収支フローについて	8	第1	3	(1)	イ			長沢浄水場（上水及び工水）及び他事業体（上水）から排出される排水、汚泥、雨水等に対応可能なものとする記載がありますが、排水量や排泥量など量的収支の検討のため、浄水処理側を含めた浄水場全体の水収支フローをご提示いただけないでしょうか。	要求水準書（案）別紙、もしくは閲覧資料等で提示します。
19	立地条件	9	第1	3	(1)	エ			埋蔵文化財包蔵地（遺跡）遺跡番号多摩区No.21に浄水本館側の高所が指定されていますが、隣接地の工事として手続きが必要でしょうか。	事業対象範囲が埋蔵文化財包蔵地（遺跡）から外れているため手続きは不要です。
20	整備対象施設及び主な整備内容	10	第1	3	(2)				撤去する電気設備についてPCB処理対応は完了済みとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
21	整備対象施設及び主な整備内容	10	第1	3	(2)				二次濃縮設備（電気設備）の移設時期・移設先については、事業者の提案を踏まえて貴市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 9の回答を参照ください。
22	一次濃縮槽整備内容に関して	10	第1	3	(2)				表1-4一次濃縮槽にて土木構造物、ポンプ室の躯体劣化補修及び耐震補強が整備内容として記載されていますが、費用算出に必要な耐震診断結果や躯体劣化調査結果はご提示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）で示します。

23	一次濃縮槽劣化補修及び耐震補強について	10	第1	3	(2)				一次濃縮槽の躯体の劣化補修及び耐震補強は、実際に調査を行わないと劣化状況の確認、補修耐震方法の確定ができませんので、入札額にこれらの金額を含めることができません。今回の整備対象から外して設計変更での対応としていただく事は可能でしょうか。	要求水準書（案）で示します。
24	屋外排水槽ほかの整備内容について	10	第1	3	(2)				整備対象施設に「屋外排水槽ほか」と記載がありますが、屋外排水槽以外に整備対象施設があるということでしょうか。	屋外排水槽の主な整備内容は、躯体の劣化補修、排水ポンプ2台の設備更新となります。詳細は要求水準書（案）で示します。
25	屋外排水槽ほかの整備内容について	10	第1	3	(2)				「屋外排水槽ほか」の主な整備内容として躯体の劣化補修と記載がありますが、費用算出に必要となる躯体劣化調査結果はご提示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）で示します。
26	整備対象施設及び主な整備内容	10	第1	3	(2)				「一次濃縮槽は構造物の耐震補強・劣化補修と同時に機械設備、電気設備等を更新する。」とありますが、耐震補強や劣化補修を実施する前に発覚した性能不足に関するリスクは、リスク分担表別紙9/2/2のNo70に該当するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
27	整備対象施設及び主な整備内容	10	第1	3	(3)			※3	撤去対象施設は運転管理業務の開始から当該施設の撤去工事開始までを運転維持管理業務の対象とするとありますが、新設設備への切替完了後は巡視のみとの理解でよろしいでしょうか。	二次濃縮設備関係の機器が排水処理棟内に残るため、それらの移設が完了するまでの期間は管理を行っていただく必要があります。なお、機器の移設後から排水処理棟撤去までの期間については、御理解のとおりです。
28	入札参加者の価格以外の評価項目（案）	13	第2	1	(2)	ウ			（技術提案以外の評価項目）に記載の分類の評価については、構成企業で要件を評価するという理解でよろしいでしょうか。	No. 5の回答を参照ください。
29	技術提案以外の評価項目について	13	第2	1	(2)	ウ			技術提案以外の評価項目で評価されるのは代表企業に関する事項のみでしょうか。それとも代表企業及び構成企業に関しても評価の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	No. 5の回答を参照ください。
30	機械企業の監理技術者について	18	第3	3	(2)				建設JVの構成員となる機械器具設置工事担当企業の監理技術者は、工場製作期間と現場工事期間で別々の者を配置してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
31	工事を実施する企業の条件	20	第3	3	(1)	ウ			「水道施設（浄水施設）」とありますが、水道施設における土木工事を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

32	工事を実施する企業の要件	21	第3	3	(1)	ク			「現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については専任を要しない」とありますが、現場施工に着手する際に監理技術者の変更は可能という理解でよろしいでしょうか。	本市ウェブサイトに掲載されている「配置予定技術者及び現場代理人に関する取扱いについて」を参照ください。
33	設計業務を実施する企業の要件	21	第3	3	(2)	イ			「建設コンサルタント」として名簿に登録されていて（オ）の実績がある設計企業と、工事を実施する企業で自ら担当する工事（業種）において（オ）の実績が認められた企業がJVを組んで参加することは可能でしょうか。また、その場合、工事を実施する企業は（イ）の建設コンサルタント登録規定は不要と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 なお、御質問以外の要件についても、設計企業として構成されている企業で満たす必要がありますので留意してください。
34	設計業務を実施する企業の要件	21	第3	3	(2)	イ			有資格名簿において、「建築設計」に登録を認められていれば（エ）の実績は不要と考えてもよろしいでしょうか。	ウ（エ）の要件としては機械設計のみが必須です。 現行の記載では判断が難しいため本質問回答にて補足いたします。（入札公告時に修正した形で掲載いたします。） なお、工事を実施する企業が自社設計を行う場合の要件として、担当業種を問わずウ（エ）又は（オ）の要件が必要となります。
35	設計業務を実施する企業の要件	21	第3	3	(2)	ウ			「設計企業が複数いる場合は、建築設計を除く全ての者が次の（ア）の要件を満たすこと。また（イ）から（オ）までの要件については、単独企業又は複数企業で要件を網羅すればよいものとする。」とありますが、ここで記載の設計企業とは有資格者名簿に登録されている企業であり、工事を実施する企業が自ら担当する工事（業種）の設計まで行う場合は、第3、3、（2）、ウ（イ）の要件は該当しないことよろしいでしょうか。	自社設計とする（工事を実施する企業を設計企業と位置付ける）場合においても、ウ（イ）の要件については、1企業以上の設計企業で満たす必要があります。 関連するNo. 37の回答と併せて御確認ください。
36	設計業務を実施する企業の要件	21	第3	3	(2)	ウ	(7)		技術士は在籍のみを求められるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

37	設計業務を実施する企業の要件について	21, 22	第3	3	(2)				<p>(2) 設計業務を実施する企業の要件 イ では、工事を実施する企業が自ら担当する工事（業種）の設計まで行う場合は、有資格名簿の登録は問わない。との記載があります。</p> <p>「機械」、「電気」、「建築」、「水道施設」の工事を実施する全ての企業が、自ら担当する工事の設計までを行うことができる場合は、設計企業は不要との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、その場合、ウ(イ)の建設コンサルタント登録規定第2条の規定に基づく登録は不要との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>なお、管理技術者等は建設JVより配置できる前提です。</p> <p>現在の記載では、業務実施の上では必要のない設計企業を、参加要件を満たすためだけに建設JVに含める必要があり、実施する業務がない企業を建設JVに含めることになってしまう可能性もあり、もしくは、自ら実施できる業務を設計企業のために切り出し建設JVに参画してもらうなど、非効率かつ事業費の高騰にもつながります。</p>	<p>イの記載のとおり、自社設計の場合は、工事を実施する企業が「設計企業」となります。</p> <p>関連するNo. 35の回答と併せて御確認ください。</p> <p>また、ウ(ウ)の要件については、ウ(イ)の要件である「建設コンサルタント登録規程」を受ける企業以外で該当する企業がないものと想定しており本要件を定めています。このため、ウ(イ)の建設コンサルタント登録規程を受ける企業が実施する業務は必ず発生し、御懸念の体制にはならないものと考えています。</p> <p>一方、ウ(ウ)についても、「建設コンサルタント登録規程」を受ける企業以外による自社設計を証明できる場合は、その応募を妨げるものではありません。</p>
38	設計業務を実施する企業の要件	22	第3	3	(2)	ウ	(ウ)		<p>「工事監理業務に求める要件も同様とする」とありますが、建築の工事監理は事業者側で実施するという理解でよろしいでしょうか。</p>	御理解のとおりです。
39	設計業務を実施する企業の要件	22	第3	3	(2)	ウ	(エ)		<p>「標準処理能力10,000 m<sup>3</sup>/日以上浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る実施設計の実績を有すること。」との記載がありますが、この要件は「機械」と「電気」の業種の場合に満たす必要があり、「建築」と「水道施設」の業種の場合は満たす必要がないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	No. 34の回答を参照ください。
40	設計業務を実施する企業の要件	22	第3	3	(2)	ウ	(エ)		<p>「工事を実施する企業が自ら担当する工事（業種）の設計まで行う場合は、次に示すウ(エ)又は(オ)の要件において、自社設計の実績が証明できる書類（※1）が確認できれば、」とありますが、(エ)においては工事を実施する企業が対象とする業種の実施設計で構わないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>例(エ)において電気企業であれば標準処理の力10,000m<sup>3</sup>/日以上浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設設計に係る「電気設備」の実施設計の実績を有すること。</p>	御理解のとおりです。 No. 34の回答も併せて御確認ください。
41	業務実績について	22	第3	3	(2)	ウ	(オ)		<p>池状構造物の定義について、浄水場内の施設であれば明確な対象施設や規模は問わないという理解で宜しいでしょうか。</p>	御理解のとおりですが、一例として、配水池、ろ過池、浄水池、着水N46・N47井等の池状構造物を想定しています。

42	耐震補強実施設計について	22	第3	3	(2)	ウ	(オ)		ウ(オ)標準処理能力10,000m <sup>3</sup> /日以上浄水場における池状構造物に係る耐震補強実施設計の実績は、設計照査業務も対象となると考えてよろしいでしょうか。	設計照査業務での実績は対象としません。
43	業務実績について	22	第3	3	(2)	ウ	(オ)		設計の実績を証明する書類として、テクリス登録確認書ならびに契約書、仕様書等の業務内容が判読できる書類という理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
44	設計業務を実施する企業の要件	22	第3	3	(2)	ウ	※1		※1「自社設計の実績が証明できる書類・・・にて受け付ける。」とありますが、受付していただける期間をご教示願います。	入札公告後に予定しています。 詳細な問い合わせ期間は、別途示します。
45	設計業務を実施する企業の要件	22	第3	3	(2)	ウ	※1		※1「自社設計の実績が証明できる書類・・・にて受け付ける。」とありますが、受付の回数については制限を設けないという理解でよろしいでしょうか。	受付回数に上限は設けない予定です。 詳細は別途示します。
46	運転監理業務を実施する企業の条件	23	第3	3	(3)	エ			応募グループの代表企業及び機械企業は、必ず運転維持管理JVに参加とありますが、代表企業及び機械企業に期待される役割についてご教示願います。	実施方針P4 第1の1で示す事業の目的やP12第2の1(1)で示す事業者に求める役割等を踏まえて要件を設定しているものです。
47	失格の要件について	23	第3	3	(4)	ア			代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする。との記載があります。 ここでいう「代表企業」とは応募グループの代表企業であるとの理解でよろしいでしょうか。 建設JVや維持管理JVの代表企業（応募グループの代表企業を兼務していない場合）が資格要件を喪失した場合は次項「イ 代表企業以外の構成企業・・・」があればはまるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
48	総合評価審査委員会	24	第4	1					総合評価審査委員会にて審査した評価結果について、評価の視点や評価の理由等も各項目毎に公表いただけるという理解でよろしいでしょうか。	公表する内容に関しては検討中です。
49	落札者の決定	24	第4	3					「落札予定者の申込みに係る価格が川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領（平成11年8月1日施行）第3条に規定する調査基準価格を下回らなかった場合、当該落札予定者を落札者として決定する。」とありますが、調査基準価格を下回った場合でも、川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領（平成11年8月1日施行）第5条の通り当該落札予定者に契約の内容に適合した履行が出来るかの調査を行うという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

50	技術提案の仕様及び保護	26	第6	1				「その内容が一般的に使用される状態となった場合は、本市が無償で使用できるものとする。」とありますが、「一般的に使用されている状態」とはどのような状態であるかご教示ください。	一般的事項として記載しているもので、事象別の判断となることから、一概に示すことはできませんが、本文に記載のとおり、知的財産権等に関わる可能性があることから、技術提案内容の使用にあたっては、提案者に対し、事前の協議が行われるものと考えます。
51	予想されるリスクと責任分担について	27	第7	3				別紙9のリスク分担表のNo.43において、既設建築物について建築基準法の既存遡及工事の対応が必要となった場合、本市の責任範囲での対応と考えて宜しいでしょうか。	該当するリスクNoは事象によると考えますが、内容としては御理解のとおりです。
52	予想されるリスクと責任分担について	27	第7	3				別紙9のリスク分担表のNo.45において、「埋蔵文化財の存在に関するもの」は市の負担となっております。対策措置に関する工程は、入札等で提示した工程とは別で設定されるものという理解で宜しいでしょうか。	リスクが発生した場合の工程は本市と協議とします。
53	予想されるリスクと責任分担について	27	第7	3				別紙9のリスク分担表のNo.51において、「土壌汚染、地中障害物等」は市の負担となっております。対策措置に関する工程は、入札等で提示した工程とは別で設定されるものという理解で宜しいでしょうか。	No.52の回答を参照ください。
54	予想されるリスクと責任分担について	27	第7	3				別紙9のリスク分担表のNo.58において、建築物は建築基準法第5条の6第4項に規定される工事監理を行えば良いとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。 詳細については要求水準書（案）にて示します。
55	事業の実施状況のモニタリングについて	27	第7	4				設計に伴う各種申請等の市の補助業務において、発注者名で申請する申請費等は発注者負担という理解で宜しいでしょうか。	本市が支払うべき申請費は本市が負担します。
56	低入札価格調査等	32	第12	1	(2)			「川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領（平成11年8月1日施行）第5条から第14条まで」とありますが、同第4条にある失格基準は設けないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
57	入札保証金について	32	第12	2	(1)			川崎市上下水道局契約規則第9条(2)および川崎市一般競争入札実施要綱第4条第1項各号の条件を満たす場合は入札保証金が免除できると理解しています。 川崎市一般競争入札実施要綱第4条第1項各号の条件を満たし、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときについて、本事業では、入札参加資格確認通知で入札参加が認められる場合は、入札保証金が免除されるとの理解でよろしいでしょうか。 DBO等事業では20年間等の長期事業のため、川崎市上下水道局契約規則第9条(2)の「過去2箇年の間に、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、履行したものの」の要件を満たすことは難しいと思います。	川崎市競争入札参加資格者名簿に登録されている入札参加者であれば、入札保証金を免除できると考えられます。ただし、過去に落札して契約をしなかった等の事例がある場合はその限りではありません。

58	別紙1 長沢浄水場全体平面 図・敷地内建築物一覧	別紙1						既設埋設配管は図面上で図示（レベル含め）されます でしょうか。	資料閲覧No. 6を参照ください。
59	造成工事について	別紙2						新設排水処理棟の築造に伴う造成工事の記載があり ますが、本工事は水道施設を整備することを主目的と した施設計画であり、都市計画法第4条第12項に規定 する「開発行為」には該当しないとの理解でよろしい でしょうか。	本事業は建築物の建築を目的としているため、土地の 区画形質の変更を伴う場合は開発行為に該当します。 ただし、No. 15の回答のとおり、都市計画法第29条に規 定する開発行為の許可の適用除外となります。
60	別紙9リスク分担表		No. 34	※ 3				「※3一定の割合を超える費用負担は本市、それ以外 は事業者が負担」とありますが一定の割合の根拠をご 教示下さい。	割合については契約書（案）で提示予定です。ただ し、適用については事象に応じて協議とします。
61	別紙9リスク分担表		No. 42					不可抗力の対象は「1事象・単年度」であり、同一事 象で数年間継続する場合は当該事象は不可抗力として 扱わず、事業者の一定程度の負担は求められないとい う理解でよろしいでしょうか。	双方協議の上、発生した事象に応じた対応方法や事業 者の負担の有無を決定します。
62	別紙9リスク分担表		No. 42	※ 5				「※5本市のリスク負担を基本とするが、被害を最小 限にとどめる経済的動機付けのため、生じた損害の一部 を事業者を負わせるもの」とありますが、実施方針 案P. 27に「事業者が適切かつ低廉に管理することが できないと認められるリスクについては、本市がその すべて又は一部を負うこととする。」とあると通り、 『不可抗力対応後の事後評価にて事業者側が被害を最 小限にとどめるための活動を行った。』と判断される 場合は事業者側のリスク負担を「無し」としていただ けないでしょうか。	No. 61の回答を参照ください。
63	別紙9リスク分担表		No. 42	※ 5				いわゆる『1%ルール』の採用はより低廉で質の高い サービスの提供の妨げになることから採用を避けてい ただけないでしょうか。	No. 61の回答を参照ください。
64	アスベスト対策につい て	別紙9						リスクの種類「調査」において、No. 44「環境汚染物 質（アスベスト・PCB等）の対策に関するものは市に よる負担と整理されていますが、これは本工事の撤去 対象施設に係るアスベスト・PCB調査を市側で実施さ れるという理解でよろしいでしょうか。またアスベ スト・PCB含有物が確認された場合、その除去費・処分 費については調査結果に左右されることから、市側 による負担との理解でよろしいでしょうか。	アスベストは事業者で調査を実施とし、含有が認めら れれば対策は市の費用負担とします。PCB処理対応は完 了済みとなりますが、万が一含有が認められれば市の 費用負担で対策を実施します。

65	別紙9 リスク分担表 について		No. 56						一次濃縮槽の劣化診断結果及び既設構造・配筋図は、「局の提示条件および指示」に含まれますでしょうか。	要求水準書（案）で示します。
66	別紙9リスク分担表		No. 61	※4					「一定の割合を超える費用負担は本市、それ以外は事業者が負担」とありますが一定の割合の根拠をご教示ください。	No. 61の回答を参照ください。
67	No. 65, 66 発生土処分のリスク分 担について	別紙9 (2/2)							No. 65, 66のリスク分担で負担者が示されておりますが、どちらの帰責事由でもない有効利用市場の縮小・価格高騰等については別途協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
68	別紙9リスク分担表								貴市から提示された情報に不備や誤りがあったことに起因する損害及び費用増加リスクは貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	市の帰責事由による場合は、御理解のとおりです。なお、原則は、双方協議の上、発生した事象に応じた対応方法や事業者の負担の有無を決定します。